

通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕の運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会医療法人崇徳会（以下「事業者」という。）が開設する長岡西病院リハビリテーションセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態〔介護予防にあっては要支援状態〕にある高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕」という。）に対し、適正な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 指定通所リハビリテーション事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 前項のほか、「新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成27年新潟県条例第22号）及び、「新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例」（平成27年新潟県条例第19号）その他の関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（指定通所リハビリテーション等の一体的運営）

第3条 指定通所リハビリテーション等のサービス提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会医療法人崇徳会 長岡西病院リハビリテーションセンター
- (2) 所在地 新潟県長岡市三ツ郷屋町378番地1
- (3) 事業単位 2単位(0.5単位×4)
- (4) 定員 12人(0.5単位毎)

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（医師・常勤兼務）

事業所における従業者の管理、業務の実施状況の把握等の管理を一元的に行うとともに、通所リハビリテーション従業者の管理、指導を行うとともに、利用者の病状に応じた医学的管理を行う。

- (2) 従業者

理学療法士 1人以上（非常勤・兼務）

作業療法士 1人以上（非常勤・兼務）

言語聴覚士 1人以上（非常勤・兼務）

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に従って、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日(12月31日から1月3日までを除く)。
- (2) 営業時間 8:30~17:00
- (3) サービス提供時間
①9:00~10:30 ②10:30~12:00 ③13:30~15:00 ④15:00~16:30

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- (1) 機能訓練(個別訓練・自主訓練)
- (2) 健康状態の確認
- (3) リハビリマネジメント(介護給付)
- (4) 運動器機能向上(介護予防)

(緊急時等における対応方法)

第8条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者〔介護予防にあっては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第9条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、新潟県中越地区とする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続に向けた取り組み強化)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時にてサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を社会医療法人崇徳会長岡西病院のBCPに準じ「業務継続計画」を策定し、必要な措置を講じるものとする。

2 従業員に対し「業務継続計画」を周知、また必要な研修などを実施するものとする。

(高齢者虐待防止)

第13条 事業所は、虐待発生またはその再発を防止するため次の号に定める措置を講じるよう努める。

- 2 事業所において、事業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 3 社会医療法人崇徳会長岡西病院医療安全委員会に定める基準に準じ、必要な対策を検討する。またその結果について従業員に周知徹底を図ることとする。
- 4 虐待防止のための指針を整備することに努める。
- 5 事業所はサービス提供中に、当該事業従業員または介護者(利用者の家族等、現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(感染対策)

第14条 事業所において感染症の発生、及びまん延防止のため次の措置を講ずる。

- 2 事業所において、事業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延防止については社会医療法人崇徳会長岡西病院BCPの基準に準ずる。

(個人情報の保護)

- 第15条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(ハラスメント防止)

- 第16条 事業者は従業員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境を構築するためハラスメントの防止に取り組むものとする。
- 2 性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境を害するものに対しては許容しないものとする。
- (1) 身体的な暴力
- (2) 個人の人格や尊厳を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求、性的ないやがらせ行為
- 上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となる。
- 3 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等を基に即座に対応し、再発防止に取り組むものとする。
- 4 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修、定期的な話し合いを実施する。
- 5 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係者への連絡、相談、改善に対する必要な措置を行う。それでもなお改善が認められない場合は、利用契約の解約などの措置を講じるものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 第17条 従業員は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 従業員は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
- (1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
- (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (3) 体調不良等で通所リハビリテーションに適さないと判断される場合、サービスの提供を中止することがある。

(その他運営についての留意事項)

- 第18条 事業者は、従業員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 2 従業員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会医療法人崇徳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、令和1年5月1日から施行する。
- この規程は、令和1年11月1日に改定し、施行する。
- この規程は、令和2年2月1日に改定し、施行する。
- この規程は、令和2年9月1日に改定し、施行する。
- この規程は、令和4年11月1日に改定し、施行する。
- この規定は、令和6年4月1日に改定し、施行する。